

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

〇平成十三年歳入歳出予算の概算
〇平成十三年歳入歳出予算の概算

(括弧内)
(括弧内) 一九

公 報

平成13年第1回北海道議会定例会で議決を経た平成13年度北海道予算の要領は、次のとおりである。

平成13年4月13日

北海道知事 堀 達 也

平成13年度北海道一般会計予算

平成13年度北海道一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,191,387,146千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 教育費の各項目に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項目の間の流

用 第1表

歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	金額
1 道 税	1 道 民 業 消 費 税	588,760,491
	2 事 地 方 不 動 産 取 得 税	151,748,420
	3 道 不 動 産 取 得 税	122,120,611
	4 道 不 動 産 取 得 税	78,165,821
	5 道 不 動 産 取 得 税	22,065,113
	6 道 不 動 産 取 得 税	15,049,929
	7 道 不 動 産 取 得 税	3,777,206
	8 道 不 動 産 取 得 税	83,383,110
	9 道 不 動 産 取 得 税	58,458
	10 道 不 動 産 取 得 税	102,819
	11 道 不 動 産 取 得 税	20,439,481
	12 道 不 動 産 取 得 税	91,438,330
	13 道 不 動 産 取 得 税	70,642
	14 道 不 動 産 取 得 税	293,141
2 地 方 消 費 税 清 算 金	1 地 方 消 費 税 清 算 金	47,410
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	116,498,696
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	116,498,696
3 地 方 譲 与 税	1 地 方 道 路 譲 与 税	11,864,000
	2 地 方 道 路 譲 与 税	10,600,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	10,600,000
4 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	3,700,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	3,700,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	3,700,000
5 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	809,500,000
	1 地 方 交 付 税	809,500,000
	1 地 方 交 付 税	809,500,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,395,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,395,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,395,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金	1 分 担 金 及 び 負 担 金	54,759,196
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	54,759,196
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	54,759,196

第 8 号外

報 告 公 司 費 用 明 細 表

8	使用材料及び手数料	1 分	負担	金	4,277,199	2	総務費	1	議	費	4,047,814
		2	担	金	50,481,997			1	総務	費	293,769,616
		1	金	料	36,881,341			2	国際	費	118,333,032
		2	用	料	25,572,315			3	徴	費	716,806
		3	数	入	479,302			4	学	費	121,984,296
			紙	収	10,829,724			5	防	費	41,891,313
9	国庫支出金	1	国庫	金	576,935,978			6	領	費	1,693,523
		2	庫	金	214,357,903			7	会	費	790,125
		3	負	金	355,377,560			8	計	費	1,110,938
		1	補	金	7,200,515			9	医	費	2,747,024
		2	託	金	7,119,257			10	帆	費	3,427,764
		3	担	金	4,743,097			11	科	費	431,578
10	財産収入	1	運用	入	2,376,160				学	費	643,217
		2	私	入	148,885				員	費	28,640,052
		1	収	金	148,885				会	費	11,400,956
11	寄附金	1	附	金	38,647,956				員	費	141,578
		1	金	金	4,820,631				推	費	864,217
		2	入	金	33,827,325				進	費	9,038,451
12	繰入金	1	繰	金	8,000,000				画	費	1,024,692
		2	越	金	8,000,000				画	費	6,170,158
13	繰越金	1	繰	金	521,096,346				画	費	12,629,966
		1	越	金	1,640,962				理	費	4,891,862
14	諸収入	1	延滞	料	3,461				策	費	1,457,275
		2	金	子	494,638,475				全	費	744,036
		3	利	入	6,948,494				策	費	484,579
		4	収	入	7,648,000				策	費	1,318,497
		5	収	入	10,216,954				策	費	1,580,379
		6	雑	入	415,080,000				策	費	1,471,982
15	道債	1	道	債	415,080,000				策	費	281,185
		1	合	債	3,191,387,146				策	費	93,037
			計						策	費	307,134
			出						策	費	259,904,569
			歳						策	費	34,035,341
			入						策	費	8,039,744
			費						策	費	6,759,478
1	議		款	金	4,047,814				策	費	
			会						策	費	
			費						策	費	
			項						策	費	
			額						策	費	
			(単位 千円)						策	費	

第18号外報

報 告 公 債 借 入

11	教 育 費	1 教 育 費	587,739,876	平成13年度北海道中小企業総合支援センター(仮称)設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成13年度から平成25年度まで	658,000
		2 小 学 校 費	23,966,532	平成13年度石狩湾新港地域港湾用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成19年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費について500千円以内
		3 中 等 学 校 費	215,825,108			借入資金に係る利子について
		4 高 等 学 校 費	135,023,408			国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
		5 特 殊 学 校 費	158,086,417			北海道土地開発公社が行う管理費について500千円以内
		6 学 校 教 育 費	47,640,375			借入資金に係る利子について
		7 社 会 教 育 費	881,232			国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
		8 保 健 教 育 費	3,415,504			北海道土地開発公社が行う管理費について500千円以内
12	災 害 復 旧 費	1 農 地 開 発 施 設 災 害 復 旧 費	4,951,727	平成13年度石狩湾新港地域港湾用地の先行取得に係る北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	平成13年度から平成19年度まで	借入資金に係る利子について
		2 水 産 林 業 施 設 災 害 復 旧 費	348,972			国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
		3 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,982,658			北海道土地開発公社が行う管理費について500千円以内
13	公 債 費	1 公 債 費	2,620,097			借入資金に係る利子について
		2 公 債 費	387,204,814			国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
14	支 出 金	1 線 路 出 金 費	387,204,814			北海道土地開発公社が行う管理費について500千円以内
		2 諸 予 合 計	96,887,446			借入資金に係る利子について
15	予 備 費	1 予 備 費	16,418,879			国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
		2 予 備 費	80,468,567			北海道土地開発公社が行う管理費について500千円以内
		3 予 備 費	200,000			借入資金に係る利子について
		4 予 備 費	3,191,387,146			国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
第2表	債 務 負 担 行 為	(その1)		平成13年度農地保有合理化促進事業に関する債務負担行為	平成13年度から平成23年度まで	1,635,154
		(単位 千円)		損失補償	平成13年度から平成24年度まで	14,586,445
				平成13年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成13年度から平成33年度まで	675,513
				平成13年度農業経営基盤強化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成13年度から平成38年度まで	994,582
				平成13年度自作農維持資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成13年度から平成33年度まで	84,407
				平成13年度21世紀農業フロンティア資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成13年度から平成25年度まで	54,116
				平成13年度土地改良負担金償還平準化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成13年度から平成24年度まで	257,123
				平成13年度土地改良負担金償還特別対策資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成13年度から平成24年度まで	3,926
				平成13年度食料・環境基盤緊急確立対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成13年度から平成22年度まで	5,314,475
事 項	期 間 限 度 額					
平成13年度道職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成13年度から平成33年度まで	11,814,817				
冬野菜契約出荷促進事業に関する債務負担行為	平成13年度から平成14年度まで	82,800				
勤労者に対する保証融資に伴う損失補償に関する債務負担行為(第5次分)	平成13年度から平成15年度まで	72,000				
平成13年度中小企業振興資金融資保証に伴う保証料の補給に関する債務負担行為	平成13年度から平成28年度まで	119,707				

平成13年度畜産振興総合対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成13年度から平成17年度まで	26,421		道道天人峡美瑛線橋りょう架換工事に関する債務負担行為	平成13年度から平成15年度まで	1,180,000
平成13年度畜産環境保全施設整備特別緊急対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成13年度から平成25年度まで	2,079,710		余市川改修工事に関する債務負担行為	平成13年度から平成14年度まで	140,000
平成13年度建設に係る根釧農業試験場の工事請負に関する債務負担行為	平成13年度から平成14年度まで	2,850,275		平成13年度空港施設整備事業に係る化学消防車の購入に関する債務負担行為	平成13年度から平成14年度まで	225,750
平成13年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成13年度から平成34年度まで	825,960		鷹別海岸侵食対策工事に関する債務負担行為	平成13年度から平成14年度まで	120,000
平成13年度漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成13年度から平成24年度まで	65,000		竹浦海岸侵食対策工事に関する債務負担行為	平成13年度から平成14年度まで	140,000
平成13年度外国漁船被害対策特別資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成13年度から平成16年度まで	460		平成13年度北海道住宅供給公社に金融機関等が行う融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	平成13年度	北海道住宅供給公社が建設する公共特定分譲住宅及び買取り公営住宅の建設事業費について 9,510,297千円以内 借入資金に係る利子について 年2.5%以内の額の合計額
平成13年度水産加工経営改善促進資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成13年度から平成33年度まで	96,743		平成13年度建設に係る公営住宅の工事請負に関する債務負担行為	平成13年度から平成14年度まで	2,675,000
平成13年度水産加工経営改善促進資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成13年度から平成17年度まで	40,468		平成13年度公営住宅整備事業に関する債務負担行為	平成13年度から平成14年度まで	4,372,000
平成13年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	平成13年度から平成17年度まで		北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費及び調査測量費について 4,512,000千円以内 取得、調査測量及び処分に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成13年度都市計画街路事業に関する債務負担行為	平成13年度から平成14年度まで	1,180,000
				平成13年度公園事業に関する債務負担行為	平成13年度から平成14年度まで	266,000
				平成13年度過疎下水道代行事業に関する債務負担行為	平成13年度から平成16年度まで	5,525,000
				平成13年度警察職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成13年度から平成37年度まで	2,057,649
				平成13年度交番、駐在所庁舎の賃借に関する債務負担行為	平成13年度から平成37年度まで	842,830
				平成13年度建設に係る北海道警察本部琴似庁舎の工事請負に関する債務負担行為	平成13年度から平成14年度まで	1,852,386
				平成13年度教職員宿舍の購入に関する債務負担行為	平成13年度から平成39年度まで	3,352,919
				平成13年度建設に係る高等学校校舎の工事請負に関する債務負担行為	平成13年度から平成14年度まで	2,581,355
道道夕張新得線トンネル工事に関する債務負担行為	平成13年度から平成17年度まで	8,700,000				
道道音調津陣屋線トンネル工事に関する債務負担行為	平成13年度から平成15年度まで	1,800,000				
明道まきば通線トンネル工事に関する債務負担行為	平成13年度から平成14年度まで	1,020,000				
道道岩見沢石狩線橋りょう架換工事に関する債務負担行為	平成13年度から平成15年度まで	5,370,000				

臨時道路整備備費	38,772,000	10%以内		都市公園費	1,553,000	10%以内	
特別道路整備備費	6,341,000	10%以内		下水施設整備備費	1,144,000	10%以内	
みどりの道・川づくり特別対策事業費	406,000	10%以内		交通安全施設整備備費	786,000	10%以内	
直轄河川事業費	19,498,000	10%以内		高等学校施設整備備費	1,227,000	10%以内	
河川改良事業費	21,177,000	10%以内		特殊学校施設整備備費	12,498,000	10%以内	
臨時河川事業費	6,412,000	10%以内		情報処理教育設備整備費	983,000	10%以内	
特別対策事業費	3,682,000	10%以内		耕地災害復旧費	304,000	10%以内	
直轄空港整備備費	324,000	10%以内		漁港災害復旧費	6,000	10%以内	
空港整備備費	278,000	10%以内		林道災害復旧費	31,000	10%以内	
港湾海岸保全事業費	61,000	10%以内		治山災害復旧費	489,000	10%以内	
直轄砂防事業費	1,403,000	10%以内		土木災害復旧費	522,000	10%以内	
砂防事業費	8,155,000	10%以内		借換債	31,300,000	10%以内	
臨時砂防施設整備備費	2,083,000	10%以内		住民税等減税補てん債	6,300,000	10%以内	
特別対策事業費	461,000	10%以内					総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める借券の発行による。
災害関連事業費	170,000	10%以内					
直轄海岸事業費	2,419,000	10%以内					
海岸保全事業費	2,021,000	10%以内					
臨時海岸保全施設整備備費	3,078,000	10%以内					
特別対策事業費	4,874,000	10%以内					
寒地住宅都市研究所改築費	76,000	10%以内					
公営住宅建設費	105,000	0	国庫からの借入れによる。	臨時財政対策債	36,500,000	10%以内	
臨時土地区画整理費							
特別対策事業費							
土地区画整理組合費							
資金貸付事業費							
街路事業整備備費	13,486,000	10%以内					
臨時街路事業整備備費	5,683,000	10%以内					
特別対策事業費							

据置期間を含め8年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

ては、当該見直し後の利率)

計 415,080,000

呼 8 1 外 部

平成13年度北海道札幌医科大学医学部附属病院特別会計予算

平成13年度北海道札幌医科大学医学部附属病院特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,195,439千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,800,000千円と定める。

第1表

歳入歳出予算

歳入歳入

(単位 千円)

1 使用料及び手数料

2 国庫支出金

3 財産収入

4 繰入金

5 繰越金

6 諸収入

1 使用料 15,513,752
2 手数料 15,424,056

1 国庫補助金 46,193
1 財産売却収入 100

1 一般会計繰入金 5,880,497

1 繰越金 200,000

1 繰越金 200,000

1 繰越金 190,897

7 道債

歳入債

1 道合

1 延滞金、加算金及び過料 2,000

歳入債

1 道合

2 受託事業収入 125,188

歳入債

1 道合

3 雑収入 63,708

歳入債

1 道合

4 雑収入 364,000

歳入債

1 道合

22,195,439

歳入債

1 道合

364,000

歳入債

1 道合

22,195,439

歳入債

1 道合

9,333

歳入債

1 道合

2,189,495

歳入債

1 道合

2,189,495

歳入債

1 道合

9,333

歳入債

1 道合

9,333

歳入債

1 道合

9,333

歳入債

1 道合

9,333

平成13年度北海道公債管理特別会計予算
平成13年度北海道公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,963,395千円と定める。

報 告 書

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	金 額	(単位 千円)
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,116,912	1,116,912
		83,846,483	83,846,483
		84,963,395	84,963,395

1 公 債 費 出 費	1 公 債 費 出 費	金 額	(単位 千円)
		84,963,395	84,963,395
		84,963,395	84,963,395

平成13年度北海道小児総合保健センター事業特別会計予算

平成13年度北海道小児総合保健センター事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,611,645千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、130,000千円と定める。

第1表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入 歳 出 入

1 使用料及び手数料 (単位 千円)

1 使用料	1 使用料	金額	1,935,788
2 手数料	2 手数料	金額	1,934,658
		金額	1,130
2 繰入金	1 一般会計繰入金	金額	1,531,604
3 繰越金	1 繰越金	金額	1,531,604
		金額	80,000
4 諸収入	1 繰越金	金額	80,000
		金額	11,253
		金額	150
5 道債	1 預金	利率	11,103
	2 雑債	利率	53,000
		利率	53,000
		利率	53,000

1 センター費	1 センター管理費	金額	3,206,065
		金額	2,013,833
		金額	1,192,232
2 公債費	2 センター管理費	金額	154,740
		金額	154,740
		金額	154,740
3 諸支出金	1 公債費	金額	154,740
		金額	154,740
		金額	154,740

1 繰越金	1 繰越金	金額	250,840
		金額	250,840
		金額	250,840
2 繰入金	1 繰越金	金額	250,840
		金額	250,840
		金額	250,840
第2表	1 繰越金	金額	3,611,645
		金額	3,611,645
		金額	3,611,645

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小児総合保健センター業務費	53,000	総務省、財務省その他から借入れ又は	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の

知事の定める
債券の発行に
よる。
定める方法による。た
だし、必要に応じて繰
上償還することができる。

平成13年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成13年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,164,008千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、
限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、
300,000千円と定める。

第1表

歳入歳出予算

款 入 歳 出 予 算 金 (単位 千円)

1 繰入 金 1 一 般 会 計 繰 入 金 116,967

2 繰越 金 1 繰 越 金 10

3 諸 収 入 1 預 金 利 子 入 815,098

4 道 債 入 1 道 合 計 債 231,933

歳 入 1,164,008

歳 出

1 母子寡婦福祉資金貸付事業費 1,164,008

1 母子寡婦福祉資金貸付事業費 1,164,008

第2表

地方債

(単位 千円)

起債の目的 限度額 起債の方法 利率 償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付事業 231,933 国庫からの借入れによる。 0 母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。

平成13年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算

平成13年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ438,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

款 入 歳 出 予 算 金 (単位 千円)

1 財産 収 入 1 財 産 運 用 収 入 115,052

2 諸 収 入 2 財 産 売 払 収 入 115,000

1 道 債 入 1 道 合 計 借 入 金 322,948

歳 入 438,000

歳 出

款 項 額 (単位 千円)

<p>1 公 債 費 1 公 債 計 費</p> <p>438,000 438,000</p>	<p>1 中小企業近代化資金貸付 事業費</p> <p>2,847,029</p>
<p>平成13年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算 平成13年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)</p>	<p>1 中小企業近代化資金貸付事業費</p> <p>2,847,029</p>
<p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,938,190千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 (地方債)</p>	<p>2 公 債 費 1 公 債 費</p> <p>3,550,762</p>
<p>第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。 (一時借入金)</p>	<p>3 諸 支 出 金 1 繰 合 計 出 金</p> <p>1,540,399</p>
<p>第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。</p>	<p>第2表 地 方 債</p> <p>(単位 千円)</p>
<p>第1表</p>	<p>起 債 の 目 的 限 度 額 起 債 の 方 法 利 率 償 還 の 方 法</p> <p>中小企業近代化資金 1,225,027 中小企業総合 2.7% 以 据置期間を含め20年以 貸 付 事 業 費 借入れによる。 内 金均等償還による。た だし、必要に応じて繰 上償還することができる。 (単位 千円)</p>
<p>1 繰 入 金 1 一 般 会 計 繰 入 金</p> <p>510,443 510,443</p>	<p>平成13年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計予算 平成13年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)</p>
<p>2 繰 越 金 1 繰 越 金</p> <p>144,036 144,036</p>	<p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,049,688千円と定める。</p>
<p>3 諸 収 入 1 預 金 利 子 入 金</p> <p>6,058,684 1,100</p>	<p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 (地方債)</p>
<p>4 道 債 1 道 合 計 債</p> <p>1,225,027 1,225,027</p>	<p>第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。 (一時借入金)</p>
<p>歳 入 歳 出 計 入 歳 出</p> <p>7,938,190</p>	<p>第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、308,000千円と定める。</p>
<p>(単位 千円)</p>	<p>第1表 歳 入 歳 出 予 算 入 歳 入</p>

平成13年度北海道林業改善資金貸付事業特別会計予算

平成13年度北海道林業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ460,575千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算
歳入歳出

(単位 千円)

1	繰入金	1	一般会計繰入金	10,535
2	繰越金	1	繰越金	28,030
3	諸収入	1	預金利息収入	422,010
		2	貸付金収入	422,000
		3	雑合	9
			計	460,575

平成13年度北海道林業改善資金貸付事業特別会計予算

限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表

歳入歳出予算
歳入歳出

(単位 千円)

1	使用料及び手数料	1	使用料	12,476
2	国庫支出金	1	国庫補助	541,749
3	財産収入	1	財産運用収入	1,929,796
		2	財産売却収入	120,994
4	繰入金	1	一般会計繰入金	1,808,802
5	繰越金	1	繰越金	5,325,023
6	諸収入	1	繰越金	5,325,023
		1	繰越金	10
		2	雑合	30,442
			計	4,201,000
7	道債	1	道債	4,201,000
			計	12,040,506

平成13年度北海道林業改善資金貸付事業特別会計予算
平成13年度北海道有林野事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,040,506千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的

(単位 千円)

1	道有林野費	1	道有林野管理費	5,421,900
2	公債費	2	道有林野管理費	2,577,710
			計	2,844,190
			計	6,200,459

株式会社 北興

の借入れ又は知事の定める債券の発行による。
 利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成13年度北海道流域下水道事業特別会計予算

平成13年度北海道流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,501,576千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,200,000千円と定める。

第1表

歳入歳出予算

歳入歳入

1 分担金及び負担金

1 負担金

999,089

2 国庫支出金

1 国庫補助金

3,198,000

3 繰入金

1 一般会計繰入金

2,529,767

4 繰越金

1 繰越金

100

5 諸収入

1 預金利息

37,620

6 道 債 入	2 雑 債 入	37,140
歳 入	1 道 合 計	737,000
	歳 出	737,000
	計	7,501,576

1 流域下水道事業費	1 流域下水道事業費	5,278,040
2 公 債 費	1 公 債 費	2,193,691
3 諸 支 出 金	1 繰 出 金	29,845
	2 諸 合 計	28,845
	計	1,000
		7,501,576

第2表	債務負担行為	(単位 千円)
事 項	期 間	限 額
平成13年度流域下水道事業に関する債務負担行為	平成13年度から平成15年度まで	1,683,000

第3表	地 方 債	(単位 千円)
起債の目的	起債の方法	利率
流域下水道費	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内
限度額		償還の方法
737,000		据置期間を含め30年以内において、半年賦元
		利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 資本的収入	1,748,311千円
第1項 企業債	287,000千円
第2項 長期借入金	409,109千円
第3項 他会計負担金	1,052,202千円

第1款 資本的支出	1,748,311千円
第1項 建設改良費	701,121千円
第2項 企業債償還金	1,047,190千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
起債の目的 限度額 起債の方法 利率 償還の方法

病院建設事業	287,000千円	総務省、財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
--------	-----------	----------------------	-------	---

(一時借入金)
第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの

(1) 職員給与	11,931,662千円
(2) 交際費	324千円

(たな卸資産購入限度額)
第8条 たな卸資産の購入限度額は、4,758,920千円と定める。

平成13年度北海道電気事業会計予算

(総則)
第1条 平成13年度北海道電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量	285,094,000キロワット時
(2) 主要な建設改良事業	
鷹泊ダム改修事業	126,619千円
シユーバ口発電所建設事業	95,044千円

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 電気事業収益	4,039,379千円
第1項 営業収益	3,925,739千円
第2項 財務収益	12,060千円
第3項 営業外収益	101,580千円

第1款 電気事業費用	3,830,535千円
第1項 営業費用	2,495,588千円
第2項 財務費用	1,164,561千円
第3項 営業外費用	170,288千円
第4項 特別損失	88千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額1,204,299千円は、過年度分損益勘定留保資金1,097,570千円、中小水力発電開発改良積立金97,622千円及び当年度資本的収支調整額9,107千円で補てんするものとする。)。

第1款 資本的収入	130,047千円
第1項 企業債	122,000千円
第2項 補助金	8,047千円

第1款 資本的支出	1,334,346千円
第1項 建設改良費	263,387千円
第2項 企業債償還金	1,070,959千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
起債の目的 限度額 起債の方法 利率 償還の方法

第18号外

報 告 公 司 北 興 産 公 報

鷹泊ダム改修事業	122,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
(一時借入金)			
第6条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。			
(1) 職 員 給 与 費	762,048千円		
(2) 交 際 費	1,200千円		
(総 則)			
第1条 平成13年度北海道工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)			
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。			
(1) 給 水 事 業 所 数	69箇所		
(2) 年 間 総 給 水 量	87,849,785立方メートル		
(3) 一 日 平 均 給 水 量	240,684立方メートル		
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業			
苫小牧東部地区第一工業用水道建設事業	939,281千円		
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	106,500千円		
室蘭地区工業用水道改修事業	616,119千円		
(収益的収入及び支出)			
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てられたらめ、一般会計から長期借入金308,081千円を借り入れる。			
第1款 工業用水道事業収益	1,652,236千円		
第1項 営 業 収 入	1,642,299千円		

第2項 営 業 外 収 益 出	9,937千円		
第1款 工業用水道事業費用	2,111,816千円		
第1項 営 業 費 用	1,698,479千円		
第2項 営 業 外 費 用	413,337千円		
(資本的収入及び支出)			
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額566,595千円は、過年度分損益勘定留保資金41,983千円、当年度分損益勘定留保資金489,415千円及び当年度資本的収支調整額35,197千円で補てんするものとする。)。			
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	1,964,616千円		
第1項 企 業 債 金	1,613,000千円		
第2項 補 助 金	135,600千円		
第3項 負 担 金	1,623千円		
第4項 他 会 計 からの 出 資 金	104,068千円		
第5項 他 会 計 からの 長 期 借 入 金	110,325千円		
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	2,531,211千円		
第1項 建 設 改 良 費	1,711,840千円		
第2項 企 業 債 償 還 金	819,371千円		
(企業債)			
第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。			
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率
苫小牧東部地区第一工業用水道建設事業	1,452,000千円	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内
室蘭地区工業用水道改修事業	161,000千円		据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
(一時借入金)			
第6条 一時借入金の限度額は、1,750,000千円と定める。 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費			

の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 440,257千円
 (2) 交際費 800千円

平成13年第1回北海道議会定例会で議決を経た平成13年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成13年4月13日

北海道知事 堀 達也

平成13年度北海道一般会計補正予算(第1号)

平成13年度北海道一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,485,727千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,192,872,873千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
 歳入 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5	地方交付税	809,500,000	922,589	810,422,589
	1 地方交付税	809,500,000	922,589	810,422,589
9	国庫支出金	576,935,978	563,138	577,499,116
	2 国庫補助金	355,377,560	563,138	355,940,698
	歳入合計	3,191,387,146	1,485,727	3,192,872,873
	歳出			

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3	総合企画費	28,640,052	1,485,727	30,125,779
	6 交通企画費	6,170,158	1,485,727	7,655,885
	歳出合計	3,191,387,146	1,485,727	3,192,872,873

平成十三年四月十三日

金 曜 日

二〇

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント総
ト務
株部
式法
会制
社文
道書
課